

令和8年度 札幌市立平岡緑中学校いじめ防止基本方針

1 目的

いじめが、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、その生徒の教育を受ける権利を侵害するものであることに鑑み、本校生徒が、夢と理想をもち、自らの未来に向け安心して健やかに成長できる環境を保障するよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、対策の基本となる事項等を定めることにより、本校におけるいじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

共生の考えを深め合うことを目標として、温かく親和的な人間関係の構築を軸に、次の4つをいじめ防止に向けての基本理念とする。

- (1) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないよう、また、いじめの人的環境の一員とならないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護の重要性を中心に据え、必要に応じた家庭、関係者、関係機関等との連携の下、いじめ問題の克服を目指すこと。
- (4) いじめる行為を行った生徒に対しては、成長支援という視点に立って、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを理解し受け止めた上で指導・援助にあたること。

3 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

4 いじめ対応の基本姿勢

学校・家庭・地域総ぐるみで、

いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

5 関係者の責務や役割について

- (1) 基本理念に掲げた健全かつ良好な人間関係の構築に努め、いじめと関連しそうな変化・兆候の認知、いじめの早期発見・早期対応、事後のケアなど適切な対処に最善を尽くすとともに、それらへの対応力の向上に心がける。
- (2) 保護者、関係機関との連携を図りつつ、校内外を含め、組織的に取り組む。
- (3) 保護者にあっては、家庭内における生徒本人の有用感や自尊感情の育み、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等の躰を大切に進めるよう理解を図る。

6 校内いじめ防止対策委員会の設置

(1) 構成員

管理職（校長、教頭）、教務主任、生徒支援部部長、各学年主任、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員

【必要に応じて】弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者など

(2) 役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

(3) 対応

- ① 組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に関わる全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- ② いじめの相談があった場合には、当該学年主任や担任を加え、事実確認の把握、関係する生徒や保護者への対応などについて協議を行う。いじめに関する情報については、個人情報取扱いに配慮しながら、本校の教職員で共有するようにする。

(4) 会議

- ① 会議の開催予定日を、「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議（生徒支援交流会）を月に1回開催する。
- ② 定例の会議では、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ③ いじめに関わるアンケート実施後に必ず会議を開催し、アンケート結果や面談等の内容について検討する。
- ④ 校内いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況についてはいじめアセスメントシートを活用し、会議録とは別に記録する。
- ⑤ いじめ問題において個別の対応状況がない場合は、生徒支援交流会が校内いじめ防止対策委員会を兼ねる。個別の事案が生じた場合、臨時でいじめ防止対策委員会を開く。
- ⑥ いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催し、定例の会議で再度確認する。また、構成員が会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- ⑦ 校長不在時は、教頭が対応の方向性を暫定的に決定し、責任者である校長に報告し決裁を得て、迅速な対応を図る。

7 いじめの未然防止

(1) 生徒に対して

- ① 全ての生徒が主体的に参加し活躍ができるような「分かる・できる・楽しい」授業づくりに努め、生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- ② 道徳教育を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。
- ③ いじめに当たる行為についての認識を学校全体で共有するほか、生徒が生徒会活動などの自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する取組を通して、互いを認め合う人間関係を育む。
- ④ いじめられる生徒の気持ちを全ての生徒が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化させることになることを指導する。
- ⑤ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、生徒が学ぶことができる取組を行う。
- ⑥ 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(2) 教職員として

- ① いじめの対応に当たっては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決に当たるように共通理解を図る。
- ② 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- ③ 全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守る」という姿勢を共有し、生徒が教職員を信頼し、見守られているという安心感をもって学校生活を送ることができるようにする。
- ④ 生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- ⑤ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) 学校として

- ① 学校として、学校いじめ防止基本方針等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。また、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査や教育相談及び個人懇談の実施、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ② いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、知らぬふりをして見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。
- ③ 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施し、生徒理解に係る研修等の取組を実施する。
- ④ 教職員が子ども理解を協働して深めていく校内研修等の機会を意図的に生み出す学校経営上の工夫を行う。

8 インターネット上のいじめの防止

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

9 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われること、暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、生徒が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。

- ・玄関や各学年のフロア、廊下などで生徒の様子を観察し、小さな変化を逃さない。
- ・遅刻確認票や保健室利用連絡カードなど、生徒の実態把握、健康や安全の把握を行う。
- ・心の健康観察アプリ「シャボテンログ」を活用し、生徒の毎日の心の状況、変化を把握し、速やかに対応につなげる。

◆具体的ないじめの態様

- *冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

- (2) 全学校が取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、教育相談用のアンケート及び教育相談を計画的かつ確実に実施し、生徒の様子を客観的に把握する。
 - ① 教育相談週間（5月、10月～11月）

アンケートをもとに、担任が全ての生徒と面談を行い、生徒が抱えている不安や悩みを丁寧に受け止めるとともに、個別に面談を行い、状況によっては組織的な対応を行う。記述内容だけではなく、空欄や消し痕も含めた質的な分析を行う。
 - ② 悩みやいじめに関するアンケート（10月：市教委、3年間保存）

アンケートの回答内容を、複数の教職員で分析・評価し、アンケートをもとに担任が全ての生徒と面談を行う。回答内容によっては、詳細を生徒から聞き取り、いじめと疑われる事案についてはいじめ対策組織でいじめの認知や指導後の経過の情報共有を行う。
 - ③ 悩みやいじめに関するアンケート（本校独自、6月、2月）

10月に行う市教委アンケートと同じ質問項目を用いて、実施する。回答内容によっては、詳細を生徒から聞き取り、いじめと疑われる事案についてはいじめ対策組織でいじめの認知や指導後の経過の情報共有を行う。

- (3) 自分から相談できない生徒もいることから、教職員からの声かけに加え、生徒が相談しやすい信頼できる大人に相談できることや、様々な相談窓口があることについて、繰り返し周知に努める。

24時間子供SOSダイヤル【全国共通】（文部科学省事業）0120-0-78310【通話料無料】 365日24時間 ※全都道府県及び指定都市教育委員会が運営。
いじめ電話相談（札幌市教育委員会少年相談室）0120-127-830【通話料無料】 平日9時00分～17時00分 ※土・日・祝日、年末年始を除く。
子どもアシストセンター（札幌市子どもの権利救済機関）子ども専用：0120-66-3783【通話料無料】 月曜日～土曜日10時00分～20時00分（土曜日は16時00分まで） ※通話料無料 ※日・祝日、年末年始を除く。
子どもの人権110番（札幌法務局）0120-007-110【通話料無料】平日8時30分～17時15分 ※土・日・祝日、年末年始を除く。
少年相談110番（北海道警察本部）0120-677-110【通話料無料】平日8時45分～17時30分 ※時間外、土・日・祝日は留守番電話。
YOU・勇・コール（羊ヶ丘児童家庭支援センター）011-854-2415（FAX:011-836-4152）365日 9時00分～18時00分
興正子ども家庭支援センター（社会福祉法人常徳会）011-765-1000 365日 8時00分～18時00分

（令和8年4月現在）

10 家庭・地域との連携

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を公開し、いじめ防止の取組について理解を得る。
- (2) いじめのない温かな社会を築くために、子どもは家庭だけでも、学校だけでも育つものではないという認識を家庭や地域と共有して、地域ぐるみの取組を推進し、社会総がかりでいじめ防止に取り組む。
- (3) P T Aや青少年健全育成推進会など地域の関係団体が集まる機会に、生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。
- (4) 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。

11 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- (1) 生徒の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱え込むことのないよう、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。
- (2) 生徒の変容など、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、その都度、いじめ防止対策委員会はもちろんのこと、学校全体で共有する体制を整える。
- (3) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- (4) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員に

よる見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

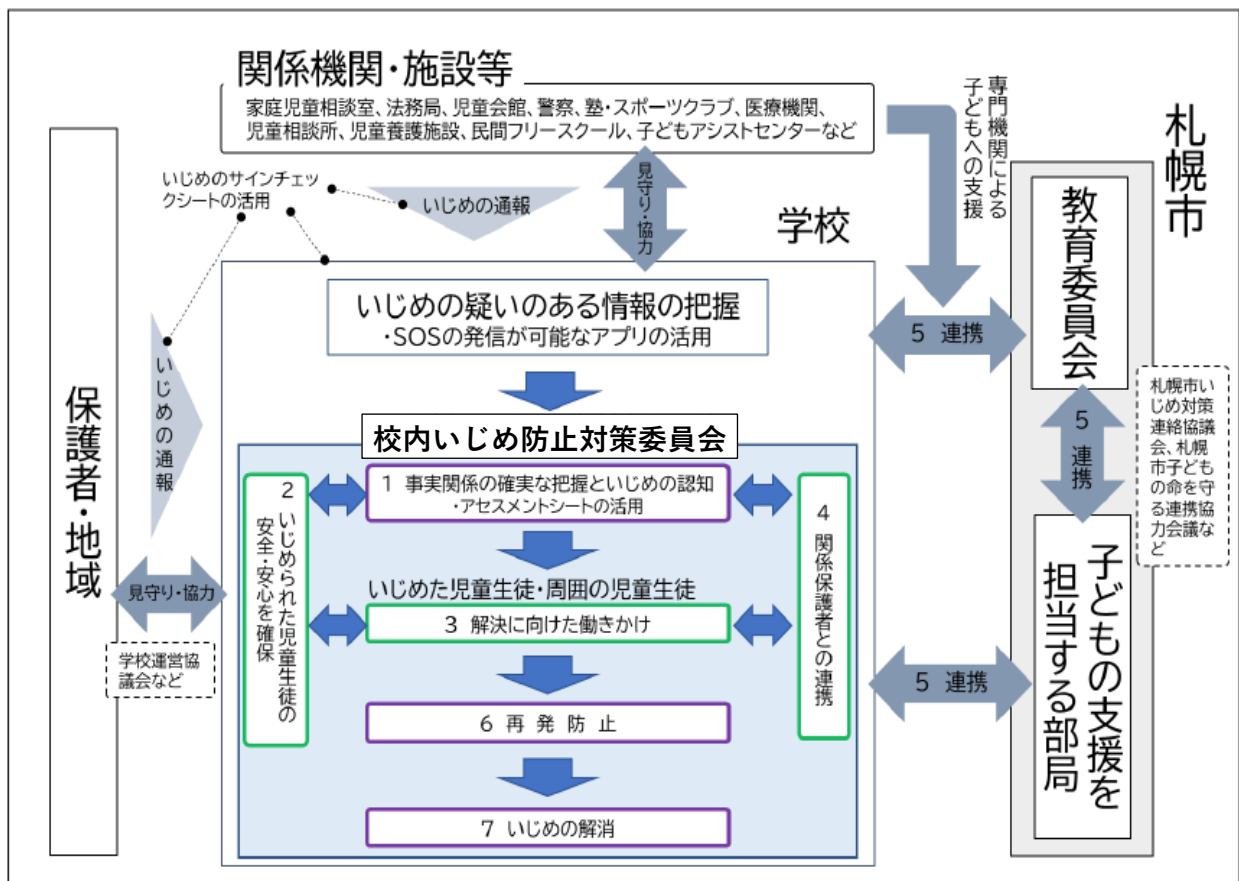
- (5) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、経年的に把握できるようにする。

12 個別の対応状況に関する記録及び引継

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 「悩みやいじめに関するアンケート調査（10月）」の結果は、小学校から中学校に情報を引継ぎ、定められた期間（3年間）管理する。
- (3) いじめアセスメントシートについては、生徒の進級や転学などにあたって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

13 いじめの対処

- (1) 生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、校内いじめ防止対策委員会においていじめの認知の判断を行い、下図の1～7の対処を「チーム学校」により速やかに確実にを行う。



「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（令和6年4月改訂）」より

- (2) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。また、命に関わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

14 いじめの早期解決のために

(1) 事実関係の確実な把握

- ① 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、いじめアセスメントシートを活用する。
- ② 関係する全ての生徒に対して聴き取りを行い、聴き取りの際は、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- ③ 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する生徒に再確認をする。
- ④ 確認した事実関係に基づいて、校内いじめ防止対策委員会において、いじめの認知の判断を行う。

(2) 被害生徒への対応

- ① いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- ② いじめられた児童生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取るなどして、心のケアに努める。

(3) 加害生徒への対応

- ① いじめた事実にとどまらず、いじめた生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行い、被害生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ② 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

(4) 周りの生徒への対応

- ① はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導し、被害生徒の心の苦しみを理解させる。
- ② いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

(5) 関係保護者への対応

- ① 被害生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
- ② 加害生徒の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。

15 いじめの解消

(1) いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、札幌市教委または、校内いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

16 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態が発生した時、または重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

■重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
 - ※「不登校の定義」とは、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

(2) 重大事態の調査では、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、本校が事実に向き合うことで、当該自体への対処や同種の事態の発生の防止を図ることを目的とする。

(3) 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を本校から提供する。

いじめ対処手順

